

株 主 各 位

東京都中央区日本橋人形町三丁目3番6号
ロジザード株式会社
代表取締役社長 金 澤 茂 則

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主各位におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が広がっております。株主様におかれましては、可能な限り郵送にて議決権の事前行使をお願いいたします。

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染防止にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

書面による行使は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年9月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年9月28日（火曜日）午前10時
（なお、受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都中央区日本橋箱崎町42番1号T-CATホール1階
3. 目的事項
報告事項
(1) 第21期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第21期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以 上

当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.logizard.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

(1) 連結計算書類の連結注記表

(2) 計算書類の個別注記表

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 2020年7月1日)
(至 2021年6月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化し、度重なる緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の実施に伴い経済活動の制限を余儀なくされるなど、厳しい状況となりました。

当社サービスの主たる顧客にあたる流通業界においては、店舗への営業時間短縮の要請や、人流抑制のための各種要請等での収益減への影響は大きく、今後のワクチン接種の増加による経済活動の正常化が期待されるものの、感染収束の見通しは未だ不透明であり、当面はこの状況が続くと懸念されております。一方で、非対面・非接触の販売対応としてECに取り組む企業が大きく増加し、今後もさらなる市場拡大と競争の激化が見込まれております。

このような流通業界の変化に対し物流業界は、社会生活のインフラとして、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら、EC物流需要の増加対応に取り組んでおります。

当社も、同様に店舗向けサービスの需要減少が継続する中、EC物流向けサービスの需要増加への注力によって、変化する市場環境に対応してまいりました。

この結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高は1,685,363千円（前年同期比9.7%増）、営業利益330,371千円（前年同期比32.1%増）、経常利益329,851千円（前年同期比32.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益223,846千円（前年同期比30.9%増）となりました。

なお、当社グループは、在庫管理システムを単一セグメントとしているため、セグメント別の記載を行っておりませんが、サービス別の業績は、以下のとおりであります。

(クラウドサービス)

当サービスにおいては、新規取引先の増加などにより順調に推移し、当連結会計年度における売上高は1,269,130千円（前年同期比10.2%増）となりました。

(開発・導入サービス)

当サービスにおいては、「ロジガード PLUS」から「ロジガード ZERO」への移行やクラウドサービスによる導入作業の増加により、当連結会計年度における売上高は290,988千円（前年同期比11.6%増）となりました。

(機器販売サービス)

当サービスにおいて、サプライ品及びラベルプリンターなどの販売は堅調に推移し、当連結会計年度における売上高は125,245千円（前年同期比1.3%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は60,960千円であり、その中で主なものは、「ロジガード ZERO」の基本機能及びバージョンアップ機能追加55,655千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

以下に掲げる課題は、いずれもIT技術によって相当部分の解決が可能と考えております。当社グループは、これらに応えるサービスの提供を行うと同時に、当社サービスの効率的な周知と営業展開を行って、成長への施策を進めてまいります。

① 物流作業や製品操作の省力化・自動化の実現

労働人口の減少を背景に、これまで人手に頼っていた在庫品のハンドリング（※1）を機器に代替させる省力化・自動化への取り組みが増加しております。

当社グループは、読み取り機器で複数の商品情報処理の一括化を可能とするRFID（※2）や画像認識等の新しい認識技術を製品に導入するほか、マテハン等物流機器や、上位基幹システム・周辺システムとの標準データ連携を積極的に推進して、省力化・自動化を目指す企業から選ばれるサービスの提供を目指します。

② 新常态への対応

コロナ禍とそれに続く移動自粛要請への対応として、当社グループでは製品の納品へのWebツールの活用及び在宅勤務体制への移行など、オンラインで事業継続できる取り組みを進めてまいりました。また従来は大規模セミナーでECシフトに取り組まれる企業への製品紹介・情報発信や、説明会・個別ミーティングなどで行ってまいりました企業情報の発信にも、Webツールを利用した新たな取り組みを開始いたしました。新たなパンデミック発生などでも事業継続できるよう、引き続きリモート対応を進めてまいります。

③ 適用可能業種と利用可能地域の拡大

これまでの主要顧客である流通業・Eコマース顧客向けの機能強化を進めつつ、アジアなどでニーズの高い製造業向けの機能開発を行い、広域サプライチェーンマネジメント（※3）の在庫管理ができる機能の開発を行ってまいります。また同時に、海外の現地企業も使用できるように、機能のローカライズを行い、サービス利用地域の拡大を図ってまいります。

④ 出荷データの活用による輸配送の効率化

物流業界における「ラストワンマイル（※4）問題」は、宅配の再配達の原因により、深刻な労働負荷をもたらしております。また、トラックの貨物積載率を向上させ、ドライバー単位あたりの輸送量を増加させるといった課題については、大手企業が「共同配送」の取り組みを始めたものの根本解決にはいたっておりません。これらの課題を解決するためには、複数企業の仕向け先単位（※5）の貨物情報を元に、効率良い混載（※6）を可能とすることがポイントとなります。そして、在庫管理システムはその仕向け先単位の貨物情報の最初の起点と位置付けられます。当社グループは、IoT（※7）などの新技術の活用を視野に入れつつ、効率的な配送計画を実現したい企業に向けて、配送システムへ連携活用できるデータの提供を行ってまいります。

⑤ 在庫データの活用によるO2O（※8）の実現

Eコマースの発展に伴い、「必要数がいつ、どこで手に入るのか」といった付加価値を伴った在庫情報が、商品の購入決定に際して重要となると考え、当社

グループは、在庫管理システムで培った場所別在庫管理のノウハウと、クラウドサービスならではのリアルタイムな在庫更新ができる特徴を活かし、倉庫に加え店舗等の在庫引当と出荷機能の提供のほか、効果的な在庫配置のための提案機能を含んだ在庫情報を新しい活用分野としてサービスの提供を目指します。

⑥ 将来の業界を担う若年層の育成

様々な方法によって効率化や利便性を実現しても、業界人材の自然減を補うのみで、若年層の参入が無くては、これからも継続的に求められるサプライチェーンマネジメントの高度化への対応は、心もとないと考えております。当社グループは、ITを活用するノウハウと教育サービスの提供、法令や環境対応など業界知識を向上させるセミナーの継続的な開催など、業界人材の育成サービスを行うほか、若者が親しみやすい業界向けの情報発信を継続して行い、就業者の増加に資する活動を行ってまいります。

⑦ 内部管理体制の強化について

当社グループは、事業の継続的な発展を実現させるために、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しております。

コーポレート・ガバナンスに関しては、内部監査による定期的なモニタリングの実施と監査役や会計監査人との連携を図ることにより、ベンチャー企業としての俊敏さも兼ね備えた、効率化された組織体制の構築に向けて、更に内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

※1：ハンドリングとは、物をつかんで移動させる行為のことです。

※2：RFIDとは、「Radio Frequency Identifier」の略称。電波を用いて内蔵したメモリのタグのデータを非接触で読み書きするシステムです。バーコードでの運用では、レーザーなどでタグを1枚1枚スキャンするのに対し、RFIDの運用では、電波で複数のタグを同時にスキャンすることができます。電波が届く範囲であれば、タグが遠くにあっても読み取りが可能です。

※3：サプライチェーンマネジメントとは、供給業者から最終消費者までの業界の流れを統合的に見直し、プロセス全体の効率化と最適化を実現するための経営管理手法のことです。具体的には、小売店でのPOS入力や、営業担当者の報告などの販売・受注実績から需要予測をして、発注、生産、出荷・物流、販売などの計画を最適化することです。

※4：ラストワンマイルとは、商品が最寄りの配送センターから顧客への配達地点まで移動する道のりのこと、つまり荷物受け渡しまでの最後の区間を指します。

※5：仕向け先単位とは、貨物を配達する方面や場所などの単位のことです。例えば、東京から大阪へ貨物を配達する場合は、大阪を仕向け先と表現し、輸送は貨物を仕向ける行為とその物量によって車両が手配されます。

※6：混載とは、特定の同じ地域や、同じ方面へ複数の荷主のもつ多くの貨物をひとつの輸送車両等に積み合わせて輸送することです。

※7：IoTとは、「Internet of Things」の略称。センサーによって取得したモノの情報を、インターネットを通じてクラウドサーバーに蓄積し、蓄積された情報の分析結果を、人やモノへフィードバックすることで相互に制御を実現する仕組みのことです。

※8：O2Oとは、Online to Offlineの略称で、ネット上（オンライン）から、実地（オフライン）での消費行動を促す施策のことや、それとは逆に実地（オフライン）での情報接触行動をもってオンラインの消費行動に影響を与えるような販売方法のことです。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第18期 2018年6月期	第19期 2019年6月期	第20期 2020年6月期	第21期 (当連結会計 年度) 2021年6月期
売上高(千円)	1,347,365	1,454,028	1,536,591	1,685,363
経常利益(千円)	140,688	233,775	249,925	329,851
親会社株主に 帰属する(千円) 当期純利益	96,426	159,185	170,982	223,846
1株当たり 当期純利益(円)	37.01	50.16	52.57	69.94
総資産(千円)	701,872	1,280,180	1,463,179	1,562,066
純資産(千円)	450,312	1,042,809	1,230,703	1,297,153
1株当たり 純資産額(円)	169.19	327.31	377.75	410.04

- (注) 1. 2018年4月16日付で株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第19期の期首から適用しており、第18期に係る総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第18期 2018年6月期	第19期 2019年6月期	第20期 2020年6月期	第21期 (当事業年度) 2021年6月期
売上高(千円)	1,335,462	1,431,374	1,523,049	1,668,662
経常利益(千円)	147,689	234,624	254,131	330,043
当期純利益(千円)	103,427	144,058	175,188	224,038
1株当たり 当期純利益(円)	39.69	45.39	53.87	70.00
総資産(千円)	720,843	1,283,494	1,470,867	1,569,659
純資産(千円)	471,597	1,049,872	1,242,341	1,307,800
1株当たり 純資産額(円)	177.19	329.53	381.32	413.41

(注) 1. 2018年4月16日付で株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産額を算定しております。

2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第19期の期首から適用しており、第18期に係る総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
龍騎士供応鏈科技(上海)有限公司	2,200千元	100.0%	中国における当社製品販売拡大及び当社の顧客の中国におけるコンサルティング

(7) 主要な事業内容

① クラウドサービス

イ. 倉庫在庫管理システム（「ロジザード ZERO」「ロジザード PLUS」）

倉庫在庫管理システムは、倉庫内に保管されている商品（在庫）の数を正確に把握するとともに、倉庫内業務の効率化を実現するためのシステムです。

ロ. 店舗在庫管理システム「ロジザードZERO-STORE」

「ロジザードZERO-STORE」は、店舗における在庫管理に主眼を置き、複数の店舗に点在する在庫や売上データを本部にて一元管理することができるシステムです。

ハ. 020支援システム「ロジザード OCE」

「ロジザード OCE」は、当社の「ロジザード ZERO」や「ロジザード ZERO-STORE」を連動させることで共有された在庫情報を活用し、商品を欲しいお客様にお届けするための最適な答えを導き出すための在庫マッチングエンジンです。なお、当連結会計年度において、「ロジザード OCE」の販売実績はありません。

② 開発・導入サービス

クラウドサービスの顧客に対して、ニーズに合わせた画面、帳票、インターフェイスなどのカスタマイズ開発及びクラウドサービスの利用開始時における各種設定作業のお客様へのサポートを提供しております。

③ 機器販売サービス

クラウドサービスに付随し、倉庫などで利用されるプリンターやアクセスポイント等の機器及びプリンターラベル等のサプライ品を販売しております。

(8) 主要な事業所

① 当社

名	称	所	在	地
本	社	東京都中央区日本橋人形町三丁目3番6号		
秋	田	秋田県秋田市山王三丁目1番48号		
横	手	秋田県横手市平和町1番15号		
大	阪	大阪府大阪市中央区北久宝町四丁目2番12号		

② 子会社

名	称	所	在	地
龍騎士	供	上海市普陀区中山北路1777号		

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
89名	8名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
86名	8名増	42.2歳	6.6年

2. 会社の株式に関する事項 (2021年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,263,500株
- (3) 株主数 1,793名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
フューチャー株式会社	894,500株	28.27%
金澤 茂則	359,500株	11.36%
QUINTET PRIVATE BANK (EUROPE) S. A. 107704	246,800株	7.80%
創歩人ホールディングス株式会社	205,000株	6.48%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	135,100株	4.27%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	89,200株	2.81%
野村信託銀行株式会社 (投信口)	66,400株	2.09%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	53,600株	1.69%
遠藤 寛志	50,000株	1.58%
遠藤 史織	50,000株	1.58%

(注) 当社は、自己株式100,034株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、発行済株式総数から自己株式を除いて算出しております。

- (5) 当事業年度中に業務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年11月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- ① 取得対象株式の種類 普通株式
- ② 取得した株式の総数 100,000株
- ③ 取得価額 159,900,000円
- ④ 取得日 2020年11月18日
- ⑤ 取得方法 自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3)

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年6月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	金 澤 茂 則	龍騎士供給鏈科技（上海）有限公司 執行董事
取 締 役	三 浦 英 彦	管理部長 龍騎士供給鏈科技（上海）有限公司 監事
取 締 役	亀 田 尚 克	営業部長
取 締 役	緒 方 美 樹	みしま税理士法人 代表社員 株式会社松岡経営コンサルティング 取締役
取 締 役	渡 辺 彰 敏	渡辺総合法律事務所 代表 東京都弁護士国民健康保険組合 専務理事
常 勤 監 査 役	滝 澤 玲	
監 査 役	原 田 宏 紀	
監 査 役	中 嶋 清 昭	バルミューダ株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役 緒方美樹及び渡辺彰敏の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役 滝澤玲、監査役 原田宏紀及び中嶋清昭の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役 滝澤玲及び監査役 原田宏紀の両氏は、長年、事業会社において経理部門を担当した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 中嶋清昭は、金融ビジネスにおける豊富な知見を有しております。
5. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は、2名であり、企画営業部長 柿野充洋、システム統括部長 橋本修司で構成されております。
6. 遠藤八郎氏は、2020年9月24日開催の定時株主総会終結の時をもって取締役を辞任いたしました。
7. 取締役 渡辺彰敏及び常勤監査役 滝澤玲、監査役 原田宏紀及び中嶋清昭の4氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	44,880 (4,680)	44,880 (4,680)	—	—	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	14,841 (14,841)	14,841 (14,841)	—	—	3 (3)

- (注) 1. 上記には、2020年9月24日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2006年6月16日開催の第5期定時株主総会において年額100,000千円以内と決議されております。当該決議に係る取締役の員数は7名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、2016年9月30日開催の第16期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。当該決議に係る監査役の員数3名であります。
4. 当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長 金澤 茂則が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であります。これらの権限を委任した理由は、当社の規模、会社全体の業績を考慮し、公正かつ公平に各取締役の担当業務の評価を行うには、代表取締役がもっとも適しているからであります。

(3) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係

- ・取締役 緒方美樹氏は、みしま税理士法人の代表社員及び株式会社松岡経営コンサルティングの取締役を兼職しております。
当社と兼職先の間には特別な関係はありません。
- ・取締役 渡辺彰敏氏は、渡辺総合法律事務所の代表及び東京都弁護士国民健康保険組合の専務理事を兼職しております。
当社と兼職先の間には特別な関係はありません。
- ・監査役 中嶋清昭氏は、バルミュウダ株式会社の監査役を兼職しております。
当社と兼職先の間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	緒方美樹	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、税理士としての財務・経理・税務等における豊富な経験と企業経営面全般に対する知見を活かし、議案審議等に必要な発言を行っており、意思決定の適正性を確保するための役割を果たしております。
取締役	渡辺彰敏	当事業年度開催の取締役会15回中14回に出席し、弁護士として法律専門知識を活かし、議案審議等に必要な発言を行っており、意思決定の適正性を確保するための役割を果たしております。
監査役	滝澤玲	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、また、経営会議などの社内主要会議に出席し、必要に応じて発言を行っており、多角的観点から意思決定の妥当性を確保するための適切な役割を果たしております。 監査役会19回の全てに出席し、監査状況について報告しております。
監査役	原田宏紀	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、また、経営会議などの社内主要会議に適宜出席し、必要に応じて発言を行っており、経営の健全性を確保する役割を果たしております。 監査役会19回の全てに出席し、監査状況について報告しております。
監査役	中嶋清昭	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、また、経営会議などの社内主要会議に適宜出席し、必要に応じて発言を行っており、経営の健全性を確保する役割を果たしております。 監査役会19回の全てに出席し、監査状況について報告しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,978千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,978千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、(公社)日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画との実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に定める同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a コーポレート・ガバナンス

- (a) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規則」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- (b) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
- (c) 監査役は、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

b コンプライアンス

- (a) 当社は、当社及び子会社が遵守すべき経営理念の確立、並びに法令・定款及び社内規程の遵守のため「ロジザード行動規範」を定め、全ての取締役及び使用人における行動指針とする。取締役は率先垂範するとともに、使用人へ遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより行動規範の周知徹底を図る。
- (b) 当社はコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進体制の充実に努める。また、不正行為等が発生した場合は、原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行うとともに、再発防止策の展開等の活動を推進する。
- (c) 当社は定期的に内部監査を実施し、当社の各部門及び子会社における法令、定款及び社内規程等の遵守状況の監査を行い、問題点の指摘並びに改善策の提案・指導等を行う。
- (d) 当社は、社外取締役及び社外監査役を通報窓口とする内部者通報制度を制定し、取締役・使用人（退職後1年以内の者を含む）が通報できるものとし、当社グループにおける法令・定款、行動規範及び社内規程等の違反又はその恐れのある事実の早期発見に努める。また、内部者通報制度に基づく通報を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取り扱いを行わない。

- c. 財務報告の適正性確保のための体制整備
販売管理及び経理に関する社内規程を整備するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。
- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
 - (b) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
- ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスクその他様々なリスクに対処するため、各種管理規程、与信限度額の設定やリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総合的かつ個別的に管理する。
 - (b) 当社は各部門及び子会社の業務執行状況について、取締役会・経営会議等で情報の共有を図り、当社及び子会社からなるグループ一体となったリスクの把握及び管理を行う。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューを実施する。
 - (c) 必要に応じ、顧問弁護士等の外部専門家にアドバイスを受け、法的リスクの軽減に努める。
- ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 定期的開催する取締役会で、経営に関する重要事項について、法令・定款及び経営判断原則などに従い決議を行う。また、取締役会は、当社及び子会社の中期経営目標並びに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
 - (b) 取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行状況の妥当性・効率性の監督を行う。
- ホ. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a) グループ全体での企業価値向上のため、当社は、当社及び子会社における経営の健全性及び効率性の向上を推進する。
そのため、取締役及び使用人を必要に応じて子会社へ派遣するとともに、当社内にその主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。

(b) 主管部門は、子会社の業務の適正性確保のために特に重要な事項については当社の経営会議での審議及び取締役会への付議を行う。

また、子会社の適正な業務遂行を確認する為に、定期的に当社内部監査部門による監査を実施する。

へ. 監査役監査の実効性を確保するための体制

a. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(a) 当社は、監査役から請求があった場合は、監査役の職務を補助すべき専任の使用人を配置する。

(b) 監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内においては監査役に帰属するものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

(c) 当該使用人の人事考課は監査役会が行い、その人事異動及び懲戒処分は、事前に監査役会の同意を必要とする。

b. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、報告を求められることができる。また、監査役が必要と判断する会議の議事録について、閲覧できる。

(b) 取締役及び使用人は重大な法令・定款違反及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかにその事実を監査役（会）に報告する。

(c) 監査役は、その職務遂行上必要と判断した事項について、取締役及び使用人に報告を求められることができる。また、監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。

(d) 監査役に報告を行った事を理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取り扱いを行わない。

(e) 監査役と取締役は、定期的に会合を持ち意見交換を実施する。

監査役は、内部監査部門・内部統制部門と連携を図り、随時内部監査・内部統制に関する状況の報告を受け、意見交換を行う。また会計監査人からも定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うなど緊密な連携をはかる。

また、必要に応じて、弁護士等その他外部の専門家の意見を聞き、情報交換を行うなど、連携をはかることができる。

(f) 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

ト. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。また、必要に応じて外部の専門機関とも連携をとる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主要な運用状況は以下のとおりです。

イ. 取締役会

当社の取締役会は15回開催され、取締役による職務執行の報告及び法令等に定められた事項、経営方針及び予算の策定等の経営の重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行の監督を行っております。また、各取締役は重要な業務執行について協議を行う会議などを定期的開催しました。

ロ. 監査役会

当社の監査役会は19回開催され、株主総会、取締役会及び経営会議への出席や、取締役・会計監査人・内部監査人からの報告聴取など法律上の権限行使のほか、各種のモニタリングを行っております。また、定期的に代表取締役社長、内部監査・内部統制担当取締役、子会社監査役、社外取締役との意見交換の場を設けることなどで、監査の実効性の向上を図っております。

ハ. 内部監査

内部監査では、当社及び子会社の業務運営及び財産管理の実態を調査し、法令、定款及び社内規程への準拠性を確かめ、誤謬、漏洩、不正等の防止に役立てるなどの監査を実施し、定期的に代表取締役、取締役会、監査役及び各部署の責任者へ報告し、改善推進を図っております。

ニ. コンプライアンス体制

コンプライアンス体制につきましては、コンプライアンス方針を定めた「ロジガード行動規範」を当社グループの全従業員に周知し、法令・定款及び社内規程を遵守させるための取組を継続的に行っております。また、取締役及び従業員に向けたコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスに対する意識向上にも取り組んでおります。

連結貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,325,096	流動負債	264,913
現金及び預金	1,086,363	買掛金	23,550
売掛金	170,301	未払金	66,400
商品	2,690	未払法人税等	51,749
仕掛品	33,458	賞与引当金	320
その他	32,995	その他	122,892
貸倒引当金	△712		
固定資産	236,970		
有形固定資産	18,739	負債合計	264,913
建物	10,796	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	7,942	株主資本	1,298,112
無形固定資産	193,487	資本金	300,104
ソフトウェア	177,813	資本剰余金	292,606
ソフトウェア仮勘定	15,633	利益剰余金	865,370
その他	41	自己株式	△159,969
投資その他の資産	24,743	その他の包括利益累計額	△959
繰延税金資産	10,798	為替換算調整勘定	△959
その他	14,263	純資産合計	1,297,153
貸倒引当金	△318		
資産合計	1,562,066	負債・純資産合計	1,562,066

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

連結損益計算書

(2020年7月1日から2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,685,363
売 上 原 価		824,953
売 上 総 利 益		860,409
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		530,038
営 業 利 益		330,371
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	47	
そ の 他	106	153
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15	
為 替 差 損	322	
そ の 他	336	673
経 常 利 益		329,851
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	8,689	8,689
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		321,161
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	86,635	
法 人 税 等 調 整 額	10,679	97,314
当 期 純 利 益		223,846
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		223,846

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から2021年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
当連結会計年度期首高	299,444	291,946	641,523	△69	1,232,845
当連結会計年度変動額					
新株の発行	660	660			1,320
親会社株主に帰属する当期純利益			223,846		223,846
自己株式の取得				△159,900	△159,900
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	660	660	223,846	△159,900	65,266
当連結会計年度期末残高	300,104	292,606	865,370	△159,969	1,298,112

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計額	
当連結会計年度期首高	△2,141	△2,141	1,230,703
当連結会計年度変動額			
新株の発行			1,320
親会社株主に帰属する当期純利益			223,846
自己株式の取得			△159,900
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	1,182	1,182	1,182
当連結会計年度変動額合計	1,182	1,182	66,449
当連結会計年度期末残高	△959	△959	1,297,153

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,311,932	流動負債	261,858
現金及び預金	1,074,232	買掛金	23,662
売掛金	170,002	未払金	65,573
商品	2,690	未払費用	70,214
仕掛品	33,458	未払法人税等	51,749
前払費用	17,133	前受金	14,722
その他	15,129	預り金	2,350
貸倒引当金	△714	その他	33,586
固定資産	257,726		
有形固定資産	18,739		
建物	10,796		
工具、器具及び備品	7,942		
無形固定資産	193,487	負債合計	261,858
ソフトウェア	177,813	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	15,633	株主資本	1,307,800
その他	41	資本金	300,104
投資その他の資産	45,499	資本剰余金	292,606
出資金	100	資本準備金	292,606
関係会社出資金	14,150	利益剰余金	875,058
破産更生債権等	318	その他利益剰余金	875,058
長期前払費用	1,212	特別償却準備金	634
繰延税金資産	17,849	繰越利益剰余金	874,423
その他	12,186	自己株式	△159,969
貸倒引当金	△318	純資産合計	1,307,800
資産合計	1,569,659	負債・純資産合計	1,569,659

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

損益計算書

(2020年7月1日から2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		1,668,662
売 上 原 価		818,571
売 上 総 利 益		850,090
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		519,439
営 業 利 益		330,651
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9	
そ の 他	106	115
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15	
為 替 差 損	370	
支 払 手 数 料	336	722
経 常 利 益		330,043
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	8,689	8,689
税 引 前 当 期 純 利 益		321,353
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	86,635	
法 人 税 等 調 整 額	10,679	97,314
当 期 純 利 益		224,038

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から2021年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純 資 産 計 合	
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式		株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計			
			特別償却準備金	繰越利益剰余金				
当期首残高	299,444	291,946	1,402	649,616	651,019	△69	1,242,341	1,242,341
当期変動額								
新株の発行	660	660					1,320	1,320
当期純利益				224,038	224,038		224,038	224,038
自己株式の取得						△159,900	△159,900	△159,900
特別償却準備金の取崩			△767	767			—	—
当期変動額合計	660	660	△767	224,806	224,038	△159,900	65,458	65,458
当期末残高	300,104	292,606	634	874,423	875,058	△159,969	1,307,800	1,307,800

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2021年8月11日

ロジザード株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 淳 一 ㊟
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 倫 哉 ㊟
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ロジザード株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ロジザード株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2021年8月11日

ロジザード株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 淳 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 倫 哉 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ロジザード株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、インターネット等を経由した手段も活用しながら取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、オンライン会議システム等を活用しながら取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行は適正であり、その構築及び運用状況については、事業環境の変化を踏まえ、継続的かつ着実に改善が図られているものと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月13日

ロジガード株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 滝澤 玲 ㊟

監査役（社外監査役） 原田 宏 紀 ㊟

監査役（社外監査役） 中嶋 清 昭 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督を分離するとともに経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とする規定の新設等を行うものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下の通りであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. <u>取締役会</u>	1. <u>取締役会</u>
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削除)
4. <u>会計監査人</u>	3. <u>会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。</p> <p>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をする事が出来ない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得する事ができる。</u></p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使する事が出来ない。</p> <p>1. ～2. (条文省略)</p> <p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当て及び募集新株予約権の割り当てを受ける権利</p> <p>第10条～第11条 (条文省略)</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある時に随時これを招集する。</u></p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。</p> <p>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をする事が出来ない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使する事ができない。</p> <p>1～2 (現行どおり)</p> <p>3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当て及び募集新株予約権の割り当てを受ける権利</p> <p>第9条～第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度終了後から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある時に随時これを招集する。</u></p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(員数) 第19条 当社の取締役は、<u>3名以上7名以内とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p>	<p>(員数) 第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、7名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを<u>区別して、株主総会の決議によって</u>選任する。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名定めることができる。</p>	<p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名定めることができる。</p>
<p>第23条（条文省略）</p>	<p>第22条（現行どおり）</p>
<p>（取締役会の招集通知）</p>	<p>（取締役会の招集通知）</p>
<p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第25条（条文省略）</p>	<p>第24条（現行どおり）</p>
<p>（取締役会の議事録）</p>	<p>（取締役会の議事録）</p>
<p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p>第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役に對してこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>
<p>（取締役会規則）</p>	<p>（取締役会規則）</p>
<p>第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 <u>当会社の監査役は、3名以上5名以内とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規則)</p> <p>第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第38条 <u>監査役_の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 <u>当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員及び監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会 日の3日前までに各監査等委員に 対して発する。ただし、緊急の必 要があるときは、この期間を短縮 することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで監査等 委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会の決議は、議決に 加わることができる監査等委員の 過半数が出席し、出席した監査等 委員の過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会における議事の経 過の要領及びその結果並びにその 他法令に定める事項については、 これを議事録に記載又は記録し、 出席した監査等委員がこれに記名 押印又は電子署名を行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会に関する事項は、 法令又は本定款のほか、監査等委 員会において定める監査等委員 会規則による。</u></p>
第40条～第42条 (条文省略)	第35条～第37条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第43条 当社の期末配当の基準日は、 毎年6月30日とする。 (新設)</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当) 第44条 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第45条 (条文省略)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第39条 当社の期末配当の基準日は、 毎年6月30日とする。 2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u> 3 <u>前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（5名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
1	かな ざわ しげ のり 金澤 茂 則 (1967年7月14日生)	1990年4月	株式会社福田屋洋服店 (現株式会社アダストリア) 入社	359,500株
		2001年7月	有限会社ロジザード設立 (現ロジザード株式会社) 同社代表取締役社長就任 (現任)	
		2016年3月	龍騎士 供 應 鏈 科 技 (上 海) 有 限 公 司 執行董事 (現任)	
2	み うら ひで ひこ 三 浦 英 彦 (1962年4月29日生)	1985年4月	株式会社日本リース入社	35,000株
		2000年4月	日本GMAC コマ ー シ ャ ル モ ー ゲ ー ジ 株 式 会 社 入 社	
		2006年3月	フットワーク エクスプレ ス株式会社入社	
		2007年2月	パシフィックホールディ ングス株式会社入社財務 部長	
		2011年5月	当社入社業務管理部長	
		2016年9月	当社取締役管理部長就任 (現任)	
		2020年9月	龍騎士 供 應 鏈 科 技 (上 海) 有 限 公 司 監事 (現任)	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位 及び重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
3	かめ だ なお よし 亀 田 尚 克 (1974年6月2日生)	1997年4月 2001年5月 2006年3月 2010年7月 2017年7月 2020年9月	蝶理株式会社入社 株式会社CRC総合研究所 (現伊藤忠テクノソリュー ーションズ株式会社) 入 社 当社入社 当社営業部長 当社執行役員営業部長 当社取締役営業部長 (現任)	30,000株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものがあります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	たき ざわ あきら 滝 澤 玲 (1953年1月16日生)	1975年4月 株式会社日本ビジネス コンサルタント（現株式会 社日立システムズ）入社 2007年6月 株式会社コンピュータシ ステムエンジニアリング （現株式会社日立システ ムズエンジニアリングサー ビス）取締役経理部長 兼コンプライアンスセン ター長就任 2012年4月 株式会社日立システムズ エンジニアリングサービ ス取締役財務本部長就任 2013年4月 同社監査役就任 2016年9月 当社監査役就任（現任）	- 株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位 及び重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
2	おがた みき 緒 方 美 樹 (1967年8月30日生)	1990年4月 1997年10月 2000年2月 2001年6月 2004年2月 2005年9月 2006年6月 2007年9月 2008年10月 2010年8月 2016年9月	日本債券信用銀行（現 株式会社あおぞら銀行） 入行 松岡昭一税理士事務所 入所 船津雅弘公認会計士事務 所入所 税理士登録 当社監査役就任 株式会社松岡経営コンサ ルティング監査役就任 当社会計参与就任 株 式 会 社 Geolocation Technology監査役就任 みしま税理士法人代表社 員就任（現任） 株式会社松岡経営コンサ ルティング取締役就任 （現任） 当社取締役就任（現任）	8,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位 及び重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
3	わた なべ あき とし 渡 辺 彰 敏 (1957年2月22日生)	1992年4月	弁護士登録 小川法律事務所(現小川・友野法律事務所)入所	- 株
		1996年8月	渡辺総合法律事務所設立代表(現任)	
		2015年6月	東京弁護士会副会長	
		2016年8月	東京都弁護士国民健康保険組合専務理事(現任)	
		2017年9月	当社取締役就任(現任)	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者滝澤玲氏、緒方美樹氏及び渡辺彰敏氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。当社は滝澤玲氏及び渡辺彰敏氏を株式会社東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き、独立役員とする予定であります。
3. 滝澤玲氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割については、同氏は上場会社の子会社において経理部門の取締役の経験を有しており、内部統制システム、コンプライアンス、リスク管理、財務・会計、業務など幅広い見識を有していることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことを期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、現に当社の社外監査役であり、当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
4. 緒方美樹氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割については、同氏の会計・税務面及び企業の経営面全般に対する知見により、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことを期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、現に当社の社外取締役であり、当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
5. 渡辺彰敏氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割については、同氏の法務面の知見により、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことを期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、現に当社の社外取締役であり、当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2006年6月16日開催の定時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額100百万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役の報酬について、各役員職務等に応じた基本報酬と、各事業年度の利益及びその他諸般の事情を勘案した役員賞与を支給することを基本方針といたします。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて基本報酬及び役員賞与を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額200百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋箱崎町42番1号
T-CATホール1階



【最寄駅】

- | | | |
|----|--------------|-------------|
| 交通 | 地下鉄半蔵門線水天宮前駅 | 1a出口より直結 |
| | 地下鉄日比谷線人形町駅 | A1出口より徒歩約6分 |
| | 都営地下鉄浅草線人形町駅 | A3出口より徒歩約8分 |